火災の危険高まる

火の始末をかくじつに

冬のおとずれとともに、これからは火気使用の機会が多くなります。それと同時に火災が頻発するのも例年の傾向です。

市民の一人一人が火災防止心につとめ、火の用心への心構えを新たにするため、今年も二十六日から十二月二日までの間、秋季火災予防週間がはじまります。

今回の運動では、特に火災から人命を守るための避難体制の確立と、火災発生の危険排除や火災拡大の危険排除を重点的に指導推進することとしました。

各家庭はじめ事業所、旅館、公共施設等、それぞれの立場から火災予防、防火対策、避難方法を充分心がけておきましょう。

市役所の防火訓練

知らないと損をする

福祉年金のしくみ

こんな場合は支給が停止されます

せっかく受給者になっても次のようなときは全額、または一部支給停止があります。

①受給権者の所得額が二十四万円を超えるとき。

②受給権者が義務教育終了前の子（孫）を養育している重度障害児を養っている場合、二十四万プラス一人につき四万円を加算した額を超えるとき。

③受給権者の配偶者（内縁も可）または受給権者を扶養している直系血族（父、母、子、孫、祖父母など）や、兄弟姉妹のうちに一定基準以上の所得があったとき。

④母子、寡母母子の受給権者が義務教育終了後の子、孫、または弟妹のうちに一定基準以上の所得があったとき。

⑤夫婦が共に老令年金の受給を受けるときは、各々年額三千円づつ支給制限を受けます。

⑥受給権者が禁錮以上の罪由により、障害補償を受けたとき、または受給権者の夫、子、父、祖父の死亡により遺族補償を受けたときは、各々六ヶ年間全額支給停止となります。

③受給権者が受ける福祉年金と遺族年金、増額加給年金、扶助料などを合算した額が十万二千五百円を超えるとき、一般公的年金の合算額が二万四千円を超えるときは、各々その超える金額だけ一部支給制限を受けます。

受給権の時効は五年

必ず裁定は受けておこう

受給権があっても、その裁定（認認）を五年以内に受けていないと時効が完成し、せっかくの受給権が自動的に消滅いたします。

老令者、障害者母子家庭で裕福な方々ならば、まだ年金を貰っていない人は急いで市役所民生課で裁定請求手続をすることが必要です。

次の届出は必ず励行しよう

①受給権者が死亡したとき②公的年金および恩給の受、廃があったとき、③夫婦が共に年金を受けるようになったとき、④住所の変更、支払郵便局の指定変え、改印、年金証書の紛失、氏名変更、障害度合の変更、子弟の義務教育終了、などの場合は必ず届出をしてください。

限定されている福祉年金受給権者の枠

以上は福祉年金の概要であります。要するにこの年金制度は、いわゆる時限法的な措置にもとづくものです。年令的、期間的にその受給権者となる者の資格が明確に限定されており、この枠以外の者には適用されません。

そして将来には福祉年金（無拠金）は既陳的に消滅し、拠出制年金（要拠金）に吸収統合運営されるこのしくみになっています。

このような視点から、今年四月満五十五才未満の人で、まだ国民年金要拠掛金に加入していない人と今後繰り入の国民年金の恩恵に乗り遅れる感金が出ます。これらの人は至急加入されるようつ証書の紛失、氏名変更、住所の変更、死亡の届出、などの届出は必ずしてください。

郵便や荷物の発送

十二月の年賀をきくと何となくあわただしく、また月日のたつ早さをしみじみと感じるものです。

七月から十月までの区内の郵便物の発送の状況は、年賀状が一年の潮がせまるにつれ、年賀状は郵便局に集中し、年賀状が一度に集中し、郵便物の発送が遅れがちになります。

年賀状はなるべく元旦に配達されるようにするためにも、年賀状の郵便物の発送は、年賀状の投函は、年賀状の郵便物の発送は、年賀状の投函は、年賀状の郵便物の発送は、年賀状の投函は